

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

TO委員会

第1章 総則

第1条 〔目的〕

- ・ 本協会に所属する、TOライセンス取得者は公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の新規取得審査会及び更新講習会を受講し、JBAの定める、受講料を納付しなければならない。
- ・ ただし、ライセンスの有無により各種大会のTO業務について規制するものではない。

第2条 〔新規取得講習会・ライセンス〕

- ・ JBAが実施する新規取得講習会を受講して認定された者。
- ・ JBAが定めるライセンスは、以下のとおりとする。

ライセンス	
A級	・ TOの業務に精通し、高い知識と技能を有する（FIBAライセンス保有者） ・ JBA主催大会（天皇杯・皇后杯等）および各連盟等のトップレベルのゲームを担当
B級	・ 国内トップリーグ（B1/B2/B3/Wリーグ）のTOを担当することができる。
TOインストラクター	・ TOの業務に精通し、TOマニュアルに基づいたTO指導を行う ・ B級TO養成講習会（実技）の講師を務める

第2章 登録

第3条 〔登録・登録料・取得受講料〕

- ① 登録は、資格有効期間により Team-JBA より登録すること。
- ② 登録料

ライセンス	登録料	資格有効期間
A級	5,000円	2年間
B級	3,000円	1年間
TO基礎講習	無料	1年間
TOインストラクター	3,000円	1年間

- ③ 新規取得受講料

ライセンス	取得受講料
B級	3,300円

第4条 〔ライセンス証〕

- ① JBAの規定による。

第3章 派遣

- #### 第5条
- ① Bリーグ及びWリーグ等への派遣は、当協会が行うものとする。
 - ② 各種秋田県大会への派遣は、派遣依頼に応じて当協会が行うものとする。
 - ③ 本規程に定めのない事項は、会長決済とする。

付 則 1 本細則は、2023年4月1日より施行する。